

第二東京弁護士会  
公害対策・環境保全委員会

調査資料

平成13年10月19日

沖縄県文化環境部

自然保護課

## 1. 沖縄県庁の生物保護の組織と体制

(1)

文化環境部

自然保護課：自然環境の保全

環境政策課：環境基本法、環境基本計画、環境アセスメント

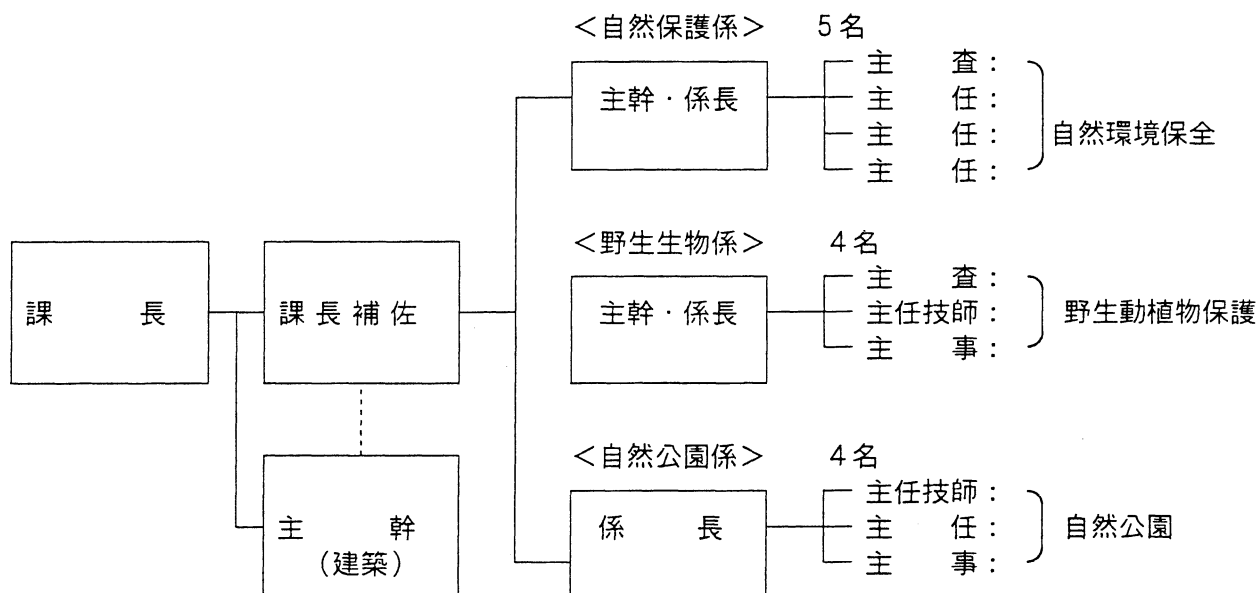
環境保全課：公害防止、赤土防止

環境整備課：廃棄物

教育庁

文化課：文化財保護

(2) 自然保護課の組織図 (16名：内1名外郭団体出向)



(3) 自然保護課の業務

- ① 自然環境の保全に係る企画及び推進に関すること。
- ② 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。
- ③ 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- ④ 温泉に関すること。
- ⑤ 自然環境保全審議会に関すること。
- ⑥ マングローブに関すること。
- ⑦ 野生動植物の保護に関すること。
- ⑧ 自然に親しむ各種の運動の普及促進に関すること。
- ⑨ 緑化の総合調整に関すること。
- ⑩ 緑のマスタープランの策定及び推進に関すること。
- ⑪ その他自然保護に関すること。

## 2. 自然保護課の創設時期とその経緯について

国においては、昭和47年「自然環境保全法」の制定、「自然環境保全基本方針」の閣議決定、平成5年「環境基本法」を制定するなど、これらを基本として自然環境保全行政の推進が図られてきた。

本県では、昭和48年まで自然保護業務が労働商工部観光課にあった。昭和49年自然保護課として新設され現在に至っている。昭和48年に「沖縄県立自然公園条例」、「沖縄県自然環境保全条例」及び「沖縄県自然環境保全審議会条例」を制定し、本県の豊かな自然環境の保全を図ってきた。

また、昭和 50 年には「沖縄県自然環境基本方針」を示し、本県の自然環境が、かけがえのない県民共通の遺産であることを深く認識し、その恩恵が現在及び将来の世代に享受できるよう、本県の自然を保護することを県民共通の責務として、最善の努力を払うことを基本とした自然環境の保全に関する施策を展開している。

### 3. 自然保護課の人数と予算

課 員 数：16名(外郭団体1名出向)

年間総予算額：365,471,000円(内事務管理費135,326,000円)

### 4. 生存する沖縄固有と考えられている動植物の体系について。

九州から南西に伸びる琉球列島は、長い地球の歴史のなかで何回も大陸とつながったり離れたりした。大陸とつながっているときは動物や植物は集団が大きいので進化は遅いが、大陸と離れて島々に動物や植物が小さな集団で孤立すると進化が早まるといわれている。このような長い歴史のなかで、島々により形や色などが違う動植物が進化してきたと考えられている。また、島が小さいためエサが少なく大型の肉食動物が生息できず、競争相手や天敵がいなくなったためにイリオモテヤマネコなどの古い性質をもった生物も生き残ることができたといわれている。

このようなわけで、沖縄県には、世界でもここだけにしかない動物や植物(固有種)が多い。ダーウィンが進化論を発見した南米のガラパゴス諸島にちなんで、琉球列島は「東洋のガラパゴス」呼ばれている。

しかし、面積が小さい島ではそこに住むそれぞれの生物の個体数も少ないため、人間の活動の影響を受けやすく、自然環境が破壊されるとそこにすむ生物が絶滅するのも早くなる。本島北部のやんばるや西表島に多くの固有種が生き残っているのは、昔の豊かな自然環境が残っているからである。

#### 琉球列島の生物種数・固有種数

	日本 全体	琉 球 列 島			2000,3.2 訂正
		種 数	固有種	固有亜種	
ほ乳類	132	27	15	4	
鳥 類	525	360	2	4	
両生・は虫類	111	61	33	8	
昆虫類	28,720	4,750	1,140		
植 物	3,857	1,600	130		

#### 1. 固有種(固有亜種も含む)の一覧 \*世界中で沖縄県内のみで見られる動植物

分類群	種数	沖縄県のみで生息(生育)する動植物の種名
植物	約70	クニガミサンショウヅル、クニガミヒサカキ、オキナウウラジロイチゴ、オリヅルスミレ、オキナワスミレ、イシガキスミレ、コバノミヤマノボタン、リュウキュウアセビ、

		ケラマツツジ、オオバハマアサガオ、ヨナグニイソノギク、ナリヤラン、オキナワセッコクなど
哺乳類	8	イリオモテヤマネコ（国指定特別天然記念物） オキナワトゲネズミ（国指定天然記念物） ダイトウオオコウモリ（国指定天然記念物） ヤンバルホオヒゲコウモリ ミヤココキクガシラコウモリ ヤエヤマコキクガシラコウモリ カグラコウモリ センカクモグラ
鳥類	12	カンムリワシ（国指定特別天然記念物） ノグチゲラ（国指定特別天然記念物） ヤンバルクイナ（国指定天然記念物） ヨナクニカラスバト（国指定天然記念物） ダイトウノスリ、ダイトウコノハズク、リュウキュウヒクイナ、オリイヤマガラ、イシガキシジュウカラ、ダイトウメジロ、オオクイナ、リュウキュウツミ
爬虫類	25	リュウキュウヤマガメ（国指定天然記念物） セマルハコガメ（国指定天然記念物） キシノウエトカゲ（国指定天然記念物） キクザトサワヘビ（県指定天然記念物） クロイワトカゲモドキ（県指定天然記念物） クメトカゲモドキ（県指定天然記念物） イヘヤトカゲモドキ（県指定天然記念物） マドラトカゲモドキ（県指定天然記念物） ヤエヤマタカチホヘビ、イワサキセダカヘビ、ヒメヘビ、ミヤラヒメヘビ、イワサキワモンベニヘビ、サキシマバイカダ、サキシマアオヘビ、サキシマスジオ、サキシママダラ、ヤエヤマヒバア、サキシマハブ、ヨナグニシュウダ、オキナワトカゲ、サキシマキノボリトカゲ、サキシマカナヘビ、サキシマスベトカゲ、イシガキトカゲ、
両生類	7	ナミエガエル（県指定天然記念物） ホルストガエル（県指定天然記念物） コガタハナサキガエル、オオハナサキガエル、ミヤコヒキガエル、オキナワアオガエル、ヤエヤマアオガエル
魚類	2	アオバラヨシノボリ、ヒメトサカハゼ
昆虫類	約 1,140	ヤンバルテナゴコガネ（国指定天然記念物） コノハチョウ（県指定天然記念物） フタオチョウ（県指定天然記念物） アサヒナキマダラセセリ（県指定天然記念物） ヨナグニサン（県指定天然記念物） オキナワミナミヤンマ、オキナワサラサヤンマ、ヤエヤマサナエ、ヤエヤマハナダカトンボ、コナカハグロトンボ、ヤエヤマニイニイ、ミヤコニイニイ、イシガキニイニイ、クロイワゼミ、イリオモテボタル、クメジマボタル、オキナワマルバネクワガタなど

甲殻類	13	ヒメユリサワガニ、シオカワヨコエビ、イシガキヌマエビ、 ショキタテナガエビ、アラモトサワガニ、 クメジマミナミサワガニ、オキナワミナミサワガニ、 マングローブヌマエビ、チカヌマエビ、コツノヌマエビ、 イリオモテマメコブシガニ、オキナワヤワラガニ、 ヤエヤマヤマガニ
-----	----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注：日本で沖縄県だけにみられる動物はさらに多くなる。

## II. 沖縄県固有動物種（哺乳類・鳥類）のレッドリスト

### 国版レッドリスト（哺乳類）

#### 絶滅危惧種ⅠA類

1. センカクモグラ
2. ダイトウオオコウモリ
3. ミヤココキクガシラコウモリ
4. ヤンバルホオヒゲコウモリ
5. オキナワトゲネズミ

#### 絶滅危惧種ⅠB類

6. オキナワコキクガシラコウモリ
7. ヤエヤマコキクガシラコウモリ
8. リュウキュウユビナガコウモリ
9. リュウキュウテングコウモリ
10. イリオモテヤマネコ
11. ケナガネズミ
12. イリオモテコキクガシラコウモリ

#### 準絶滅危惧

13. ワタセジネズミ

### 国版レッドリスト（鳥類）

#### 絶滅危惧種ⅠA類

1. ダイトウノスリ
2. カンムリワシ
3. ノグチゲラ

#### 絶滅危惧種ⅠB類

4. ヤンバルクイナ
5. アマミヤマシギ
6. ヨナクニカラスバト
7. キンバト

#### 絶滅危惧種Ⅱ類

8. リュウキュウツミ
9. リュウキュウオオハシク
10. アカヒゲ
11. ホントウアカヒゲ

#### 準絶滅危惧

12. カラスバト

## 沖縄の島々

### 1. 大陸島

沖縄は、九州の南西に弓状に連なる琉球列島の南部にあり、大小160の島々からなっている。東から西の端までおよそ1000Kmにもなる日本では最も広い範囲にわたる県である。大昔に何度かアジア大陸とつながったり、海に沈んだりをくり返して現在の多くの島々ができたといわれている。島々は、山のある高い島と平たく低い島に分けられる。

・高島：沖縄島、石垣島、西表島、久米島などの山のある高い島は、古い時代にできた島で沖縄にしかない古い生き物（固有種）が多くみられる。

・低島：宮古島、久高島、竹富島などの平たい低い島は、琉球石灰岩からできた新しい島である。

### 2. 海洋島

南北大東島も石灰岩からなる低い島ですが、一度も大陸とつながったことのない島で、そこには島に特有の生き物（新固有種）が見られる。

## 島嶼性の特徴

- ・古い時代に大陸から分離 → ・動植物が侵入しにくい（遺存固有種）
- ・島々の面積が小さい → ・進化が早い。（新固有種）
  - ・大・中型肉食動物が生息できない。
  - ・体の小型化が進む。
  - ・環境変化や移入種の捕食により絶滅しやすい。

## 気候

沖縄は亜熱帯海洋性気候に属する。暖かい海流の黒潮が琉球列島沿いに北上しているため、冬でも10

度を下ろすことは少なく年平均気温が約 23 度、年間降水量が 2000mm を超えて一年中温和で湿潤な気候である。夏には気温がかなり上昇するが、海に囲まれているせいで、8 月でも平均気温が 30 度を超すことは少なく、南東の涼しい風が吹く。冬は曇りの日が多く北東の湿った強い風が吹くのではだ寒さを感じる。また、夏から秋にかけて毎年台風が襲来し、大きな被害とともに大切な雨をもたらす。

## 生物の特徴

1. 生物地理学上、東洋区に属し南方系の生物が多い。(本土は旧北区)
2. 固有種(遺存固有種、新固有種)が多い。
3. 多くの生物種がみられる。(生物的多様性が高い)
4. 小型化が進行する。(リュウキュウイノシシ、ケラマジカなど)
5. 人間の環境改変による影響を受けやすく、絶滅しやすい。

## 植物相

- ・山地  
常緑広葉樹林(北方系:暖温帯性):イタジイなど  
熱帯・亜熱帯性植物:ヒカゲヘゴなど
- ・低地  
熱帯・亜熱帯性樹林:ガジュマル、アコウ、ソテツなど
- ・河口・沿岸域  
マングローブ林(熱帯・亜熱帯性樹林)

## 動物相

- ・北方系  
ホントウアカヒゲ、イシカワガエル、ホルストガエル、ハナサキガエル、ミヤコヒキガエル
- ・南方系  
イリオモテヤマネコ、ケナガネズミ、トゲネズミ、ワタセジネズミ、オリオオコウモリ、ヤンバルクイナ、ハブ、キシノウエトカゲ、オカヤドカリ類
- ・遺存固有種:広い範囲に生息していたが、環境の変化や競争に負けて絶滅し生息域が縮小して特定地域に生き残った種  
イリオモテヤマネコ(近縁種は東南アジア)、ケナガネズミ(近縁種はスマトラ島)、トゲネズミ(近縁種はセレベス島)、イボイモリ、クロイワトカゲモドキ(近縁種は中国南部)、ヒメハブ、キクザトサウヘビ(近縁種は中国南部、東南アジア)、イシカワガエル、ホルストガエル、リュウキュウヤマガメ、ヤンバルテナゴコガネ、クメジマボタル、アサヒナキマダラセセリ(近縁種はヒマラヤ)など
- ・新固有種:広い範囲に生息していた種が、地理的隔離(島々の分離など)により新しい種
- ・亜種に進化した種(島々に近縁種がみられる)  
ハナサキガエル、オオハナサキガエル、コガタハナサキガエル、オキナワトカゲ、イシガキトカゲ、リュウキュウアオヘビ、サキシマアオヘビ、ガラスヒバア、ミヤコヒバア、ヤエヤマヒバアなど

## 5. 特に保護しようと考えている動植物について

- ①ヤンバルクイナやアカヒゲなどの地上徘徊性の沖縄固有の希少動物の保護
- ②シギ、チドリやサシバ等渡り鳥の保護
- ③傷病鳥獣救護
- ④トカゲハゼ
- ⑤ウミガメ類

## 6. 上記の動植物保護のための施策について

- ①について

ハブやネズミの駆除が目的で持ち込まれたマングースは、天敵や競争相手がいないため、ヤンバルクイナやノグチゲラ、ケナガネズミなど世界的にも貴重な野生動物が生息しているヤンバルまでその生息圏を広げ北上している。

マングースは野外でカエル類やトカゲ類、ネズミ類、鳥類などをエサとして利用しているため、在来のカエルやトカゲが捕食され、本来あるべき自然環境のバランスを崩してしまう恐れがあるほか、先に述べた貴重動物の生存を脅かす恐れがある。このように貴重動物を保護するために、マングースの北上を阻止することと、北部の山中を徘徊するネコ及びイヌを駆除することが課題となっている。

マングースにおいては、平成10年度より大宜味村、東村、国頭村で捕獲し、生息状況及び胃内容物調査等マングース駆除事業を実施している。

ネコやイヌに関しても関係機関と協議のうえ、捕獲等の具体的対策について検討していきたいと考えている。その際には動物愛護団体等へも理解をえて対応していきたいと考えている。

また、県民の意識向上を図るため、県福祉保健部において、放し飼いや山中に捨てないよう看板の設置やパンフレットの配布を実施している。

## ②について

シギ、チドリ等の渡り鳥は、移動を続行するのに必要な栄養分を旅の途中の中継地（主に湿地）に依存しており、多国間にまたがり中継地の保全が必要である。

県内においては、これらの湿地を鳥獣保護区に指定し、湿地の保全と渡り鳥の保護に努めており、平成11年度には、漫湖がラムサール条約登録湿地となった。

また、渡り鳥で猛禽類の一種であるサシバの渡りは、本県の秋の風物詩ともなっている。県では昭和52年度より毎年10月を「サシバ保護月間」と定め、集団飛来地の伊良部町において、保護事業の一環として飛来数調査を継続して実施しているほか、平成5・6年度には地元小・中学生の参加によるフォーラムの開催、平成7年度には愛知県の小学生の参加のもと「サシバは友だちサミット」を開催など、サシバ等渡り鳥保護の普及啓発に努めている。

## ③について

野生鳥獣保護活動の1つとして、傷ついたり病気になったりした野生の鳥獣を救護し、自然環境に復帰させるために、傷病鳥獣救護事業を実施している。

現在、沖縄本島において沖縄こどもの国、名護自然動植物公園、日本野鳥の会やんばる支部、沖縄県動物愛護センターの4カ所、先島諸島においては宮古野鳥の会、日本野鳥の会八重山支部の2カ所の計6カ所で救護活動を行っている。

平成12年度は535羽（頭）の傷病鳥獣を救護した。

また、傷病鳥獣救護施設の案内や搬入するまでの応急処置方法について、パンフレットの配布や講習会を開催し、県民に対して普及活動を行っている。

## ④について

トカゲハゼは、中国南部やフィリピン、インド、北部オーストラリアなどに分布しているが、日本では中城湾の勝連町から佐敷町までの干潟にのみ生息しており、生息地の北限と考えられている。

生息数は年によって変動があるものの、平成元年度から平成9年度の調査では、成魚の確認数が800匹から2000匹程度で大変少ない状況である。

トカゲハゼの保護を図るため、県の関係機関が集まって平成7年度に「中城湾全体におけるトカゲハゼ保全計画」を策定した。

この計画では、①生息地の保全、②新たな生息地の創造、③人工増殖技術の確立、を目標に様々な対策の実施が決定された。

これまで、この計画に基づき、①生息地保護のための埋立計画の変更、②生息域・生息数調査の実施、③6箇所の人工生息地の造成、④種苗生産実験と人工増殖仔魚の放流、などの対策が行われており、成果をあげつつある。

## ⑤について

ウミガメ類は、国際的にはワシントン条約によってその批准国間での商業取引が規制されている。

本県においては、沖縄漁業調整規則によりウミガメ類やその卵の採捕が禁止され、保護が図られている。

ウミガメ類は、波打ち際から20～30m程離れた砂浜で、満潮時でも海水につからない場所で産卵す

ることから、卵等の採捕禁止とともに産卵場所となる砂浜の保全が重要となっている。

県では、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（県版レッドデータブック）」を平成7年度に作成し、沖縄の砂浜で産卵するタイマイを危急種に、アオウミガメ、アカウミガメを希少種に指定し、護岸工事などの開発行為の環境影響評価での指導を行うとともに、砂浜でのキャンプや四輪駆動車の乗り入れの自粛を呼びかける看板を設置するなどの普及啓発を行っている。また、海水浴やキャンプなど多くの人が利用する海浜においては、産卵されたウミガメ類の卵を保護し、人工的に孵化させ、稚ガメを海に戻す運動などの保護活動が行われている。

## 7. 各野生生物保護センターとの協力について

本県において野生生物保護センターは西表・やんばるの2箇所に整備されている。

西表野生生物保護センターへの協力については、センター内の展示施設の整備及び管理を行い、イリオモテヤマネコ等の八重山諸島に見られる野生生物の特色、その生息状況やその保護対策等について観覧者へ案内解説を行い野生生物保護思想の普及啓発を図っている。

やんばる野生生物保護センターについては、環境省が整備及び管理を実施しており、県が直接センターの管理運営に協力していないが、同センターを拠点として、やんばるの自然を維持しつつ活用する諸活動の円滑な推進を図るため、環境省、県、国頭村、東村、大宜味村の5者で構成する「やんばる自然体験活動協議会」を設置し、やんばる野生生物保護センターにおいて、講演会やネイチャーゲーム体験講習会等を実施おり、また、やんばる自然体験活動協議会のホームページ等の作成に取り組んでいる。

## 8. 「自然環境の保全に関する指針」について。

### (1) 人員と期間、予算、また研究者その他との連携などにどれだけ要したか。

本県の自然環境を保全するため、各種個別法で自然環境保全地域、自然公園等の地域指定を行い、各種開発行為の規制を行っている。

しかし、県内のその他の地域にも自然環境が優れた状態を維持している地域があるが、地権者等への私権の制限を生ずることや地元市町村等の同意が得ることなど、地域の指定拡大は困難な状況にある。

このようなことなどから県では、本県における望ましい環境のあり方を明らかにし、それを実現して行くための施策を展開することを目標に「沖縄県環境管理計画」を平成5年度に策定した。

同計画に掲げる、“自然環境の保全に関する施策を中長期的な視点に立って推進する”ための指針として、「自然環境の保全に関する指針」を策定した。

本県の多様で豊かな自然環境を適切に保全するため、自然の特性及び現況等を評価し、自然環境の保全のあり方を示し、適切な土地利用への誘導及び調整を図るものである。

「自然環境の保全に関する指針」は、平成6年度から委託調査等を実施し、総額124,718,000円の委託調査費と専門家からなる検討委員会、県自然環境保全審議会等での検討を経て策定した。

### (2) 圏域診断カルテに基づく自然環境の保全の具体的施策の検討作業の進捗はどうか。

本指針では、区域ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとして示してあり、特に各区画・区域の環境特性及び保全すべき自然について、圏域診断カルテとして取りまとめている。

本指針は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。したがって、他に具体的施策策定の検討を行っているわけではない。

### (3) 自然環境の保全のための具体的施策を検討する上での基本方針はどのようなものか。

前問のとおり、指針に基づき他に具体的施策の策定のための検討を行っているわけではないが、昭和50年に制定した「沖縄県自然環境基本方針」に基づき自然環境の保全のための諸施策を展開している。

### (4) 保全の必要性が高いものから5つにランクづけされてるが、ランクづけについて、特に重視している基準はあるか。また、このランクづけは『県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、



事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標」として、現実にはどのように機能しているか(例えば、開発地の選定において、どの程度考慮されているか。)

評価ランクづけについては、自然環境情報と社会環境情報を重ね合わせ、評価基準としたものである。

本指針は、法的な効力をもって規制するものではないが、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。そのため、本指針の誘導機能の効果を計ることは、困難であるが、これまでの関係者との調整、協議の状況から、一定の成果をあげているものと思われる。

9 (1) 辺戸区一般廃棄物最終処分場予定地は、圏域診断カルテではどのようにランクづけられているか。

計画地は、評価ランクⅢ、自然環境の保全を図る区域として位置付けられている。

(2) 県文化環境部長は「現在の安田の処分場は不適切な施設で、緊急の措置を講じる必要がある、県として中止しろという立場にない」と説明した旨報道されているが、このことについて自然保護課としてはどのように考えるか。

家庭などから出る一般廃棄物の処理については、日常生活に最も密着した行政サービスであることから、市町村の固有事務となっており、廃棄物処理施設の整備は、地域の生活環境を保全していく上で必要不可欠である。廃棄物処理法においては、市町村からの処理施設の設置届出について、技術上の見地から処理施設の構造や排水の処理方法等について確認することになっていることなどから、村から提出された一般廃棄物最終処分場の設置届出について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準に適合していることの確認うえ、設置届けの受理通知をした旨の発言である。

建設予定地は、当課が所管する鳥獣保護区域や自然公園の地域指定区域外となっているが、自然環境の保全に関する指針において、当該地域の評価ランクを示しており、事業計画の推進に当たって、予定地及びその周辺の自然環境の保全について十分配慮するよう求めている。

10 生息地等保護区および国内希少野生動物種について。

1 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区について

(1) 生息地等保護区制定までの経緯について

① 生息地等保護区制定のための調整にあたり県はどのような役割を果たしたか

環境省の原案について、自然保護課が中心になって、関係部局（林務課、文化課等）と協議し、県の立場としての意向を原案に反映させた。

② 生息地等保護区制定の話ができる前に国立公園・県立公園や原生自然環境保全地域等、他の法律や条例による環境保全のための区域指定の話はなかったのか。それはどのような理由によるものか。また、県として独自に条例を制定する等してキクザトサワヘビの保護を行う計画はあったか。

- ・ 本県において、久米島を昭和50年に鳥獣保護区に指定し、また、昭和58年には沖縄県立自然公園地域に指定するなど自然環境の保全及び、鳥獣の保護を図ってきた。
- ・ 条例を制定してキクザトサワヘビを保護する計画はなかったが、昭和60年、沖縄県指定天然記念物に指定し、その保護を図ってきた。

③ 制定に際し、私有地の所有者との調整は、県・村・環境省のうち、いずれが主導して行われたか。また、その調整にあたり、どのような問題があったか。

地元住民、土地所有者等との調整は、専ら環境省が主体となって執り行われたので県としては問題等把握していない。

④ 立入制限地区・管理地区・監視地区の線引きについては、どのような点が考慮されてなされたか

環境省の方針

生息地保護区域の線引き方針

- ・ 生息可能性のある河川の集水域を指定する。
- ・ 周辺部から連続して介在する農地は区域から除外する。
- ・ 宇江城岳山頂部の自衛隊基地は区域から除外する。
- ・ 区域線はなるべく字界、地番界等土地所有上明確な線を使用する。

管理地区区域の線引き方針

- ・生息確認地とその周辺で同様の自然環境を有する連続した地域を指定する。具体的には白瀬川集水域と宇江城岳北斜面。
- ・基本的には県自然公園の特別地域内に設置するものとし、なるべく既指定保護区の区域線を活用する。

⑤最終的に、保護区指定にあたり、県はどのような意見をだしたか(種の保存法第36条第3項による関係地方公共団体の意見)

県が出した意見

- ・管理地区は、生息確認地を中心に保護区域として必要最小限の範囲ですること。
  - ・保護区区域内に存する私有地については、地主の同意を得て指定すること。
  - ・市町村長からの林業生活活動等に関する意見については尊重すること。
  - ・木竹の伐採については、育成天然林等の事業に支障がないように、伐採齢の標準伐期齢以上の制限を除外すること。伐採率については、現在蓄積の30%以内とすること。
- 上記項目を要望した。

⑥種の保存法による手続きでなくても、県から県民等に対し、保護区指定にあたり、何らかの説明等がなされたか。なされたとすればその方法や説明内容。また、そ加に対し、県民からどのような質問・意見等が出されたか。

県独自で県民等に説明会等は実施していない。

⑦その他、制定までにどのような問題があったか

制定は主に環境省側が進めたので、県側としては特に問題はなかった。

(2)宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区の現状及び管理について

⑧県は、宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区内において、キクザトサワヘビの保護及び生息地等保護区の管理のために、どのような活動を行っているか。

保護区管理は環境省が行っており県としては特段、活動していない。

⑨県は、久米島(保護区外も含む)におけるキクザトサワヘビの生息状況の調査を行っているか。行っているとすれば、何年毎に、どのように行っているか

平成2年から4年にかけて、天然記念物指定に向けての生息調査した。その後の調査は行っていない。

⑩保護区制定の前後において、キクザトサワヘビの生息数はどのように変化しているか。また、生息環境はどのように変化したか

個体数について平成2年度から4年度の10回の調査で白瀬川で5個体、アール岳で1個体計6個体確認、非常に少ない。(沖縄県教育委員会、1993年キクザトサワヘビ生息実態調査)  
生息環境の変化についての調査は行ってない。

⑪宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区におけるキクザトサワヘビの保護及び保護区の管理(以下、「保護・管理」という)についての担当部署はどこか?また、その部署の人数は?

担当部署なし

⑫保護・管理に関する予算は年間どのくらいか?

県自然保護課としては保護管理のための予算は特にない。

⑬保護・管理について、県が果たしている役割は、国(環境省)、村との調整及び連携はどのように行われているか

特に行われてない。

⑭保護・管理について、県より民間人に委託している業務はあるか。あるとすれば人員はどのくらいで、

どのような業務を委託しているか  
特にない。

⑮保護・管理にあたり、特に留意している点は？  
特にない。

⑯現在、保護区内において問題と思われる点は？それに対し、どのような対処を行っているか(または、検討しているか)  
県サイドから保護区に対する問題点は把握してない。

⑰保護・管理にあたり、これまでに、種の保全法第40条に基づく措置命令が必要とされる状況と認識されたことはあったか。あったとすればどのような状況であったか。それに対し、環境省(庁)はどのように対応したか  
県においては把握してない。

⑩保護・管理にあたり、国・村に要望している事項等はあるか  
特にない

⑨キクザトサワヘビ保護に対する県民の意識は？また、意見・要望等は出されているか  
特にない

⑳生息地等保護区の指定は、キクザトサワヘビの保護に資する結果となっているとお考えか  
生息地等保護区の指定により、工作物設置や木竹の伐採等の規制がかけられており、案内板の設置など、キクザトサワヘビ保護を図るものと考えており、保護に資する結果となっていると認識している。

21その他、保護・管理にあたり、問題点は？  
県としては把握していない。

22キクザトサワヘビにつき、保護増殖事業を行う計画はあるか  
県として保護増殖事業の計画はない。

## 2 その他の国希少野生動植物種の生息地等保護区の制定について

(1) 沖縄県内に生息する、キクザトサワヘビ以外の国内希少野生動植物種(下記のとおり)につき、生息地保護区の制定に向けた動きはあるか。あるとすれば、どのような段階か

- ①イリオモテヤマネコ
- ②ヤンバルクイナ
- ③ノグチゲラ
- ④カシムリリシ
- ⑤ヨナクニカラスバト
- ⑥アホウドリ
- ⑦ダイトウノスリ
- ⑧アマミヤマシギ
- ⑨キンバト
- ⑩ホントウアカヒゲ
- ⑪ウスアカヒゲ
- ⑫ヤンバルテナガコガネ

生息地等保護区の指定に向けた動きは今のところない。

(2) 生息地等保護区の指定に向けた動きがない場合、その理由は何か、生息地等保護区指定の必要がないということか

生息地等保護区を指定して保護を図る必要のある動植物を現在把握していない。

(3) 必要性がある場合、保護区指定を阻む要因は何か  
上に同じ。

(4) その要因を取り除くための取り組みはなされているか  
特でない。

(5) 国に対し、生息地保護区指定に向けた働きかけを行っているか  
特でない。

### 3 国内希少野生動物種の指定について

(1) 現在、沖縄に生息する野生動植物種のうち、2の①に記載した動植物種(トコウノトリ)が種の保存法による国内希少野生動植物種として指定されているが、これらが指定されるに至った経緯につき、沖縄県として積極的に関与した経緯があれば、教えていただきたい。  
特でない。

(2) 国内希少野生動植物種として指定されたことで、保護に資する結果となっていると思われるか  
種の保存法に基づき野生動植物の保護が図られていると考えている。

(3) 県のRDBに挙げていたり、天然記念物等としている野生動植物種のうち、国内希少野生動植物種に指定されるべきであると考えている種は  
現在のところ把握していない。

(4) 上記の種につき、指定に向け、どのような活動を行っているか  
特でない。

(5) また、環境省より、指定に向けた動きのある種はあるか  
特でない。

(6) 国内希少野生動植物種の指定につき、環境省に対する要望はあるか。  
特でない。

(7) ジュゴンについては、国内希少野生動植物種に指定されるべきと考えるか。また、その理由。

ジュゴンはワシントン条約により国際的に取引が規制され、国内においても国の天然記念物に指定されるなど文化財保護法や水産資源保護法で保護されているが、国内希少野生動植物種に指定するためには、その生育状況、生態など解明すべきことが多く、その把握につとめる必要がある。指定後は保護区域の設定など、関係者との調整が大きな課題となると思われる。

### 11 各動物の保護について、関連の中央官庁との協力のシステムと具体的な協力方法について 保護増殖事業について

環境省はヤンバルテナガコガネ、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、アマミヤマシギの保護増殖事業(生息状況の把握、飼育下での繁殖、生息地における監視など)を実施しており県としても、イリオモテヤマネコ保護増殖事業推進連絡会議に参加し、国と連絡調整をして保護増殖を図っている。

### 12 NGOと協力することはあるか、具体的な協力方法について

傷病鳥獣の保護、搬送、放鳥等や渡り鳥飛来数調査で地元野鳥の会に協力してもらっている。

### 13 自然保護の施策をとる際に、市民の声を聞くようなシステムがあるか、また、どのようなシステムか 特でないが、自然保護課でホームページをつくっている。市民の声を書き込めるようにする。